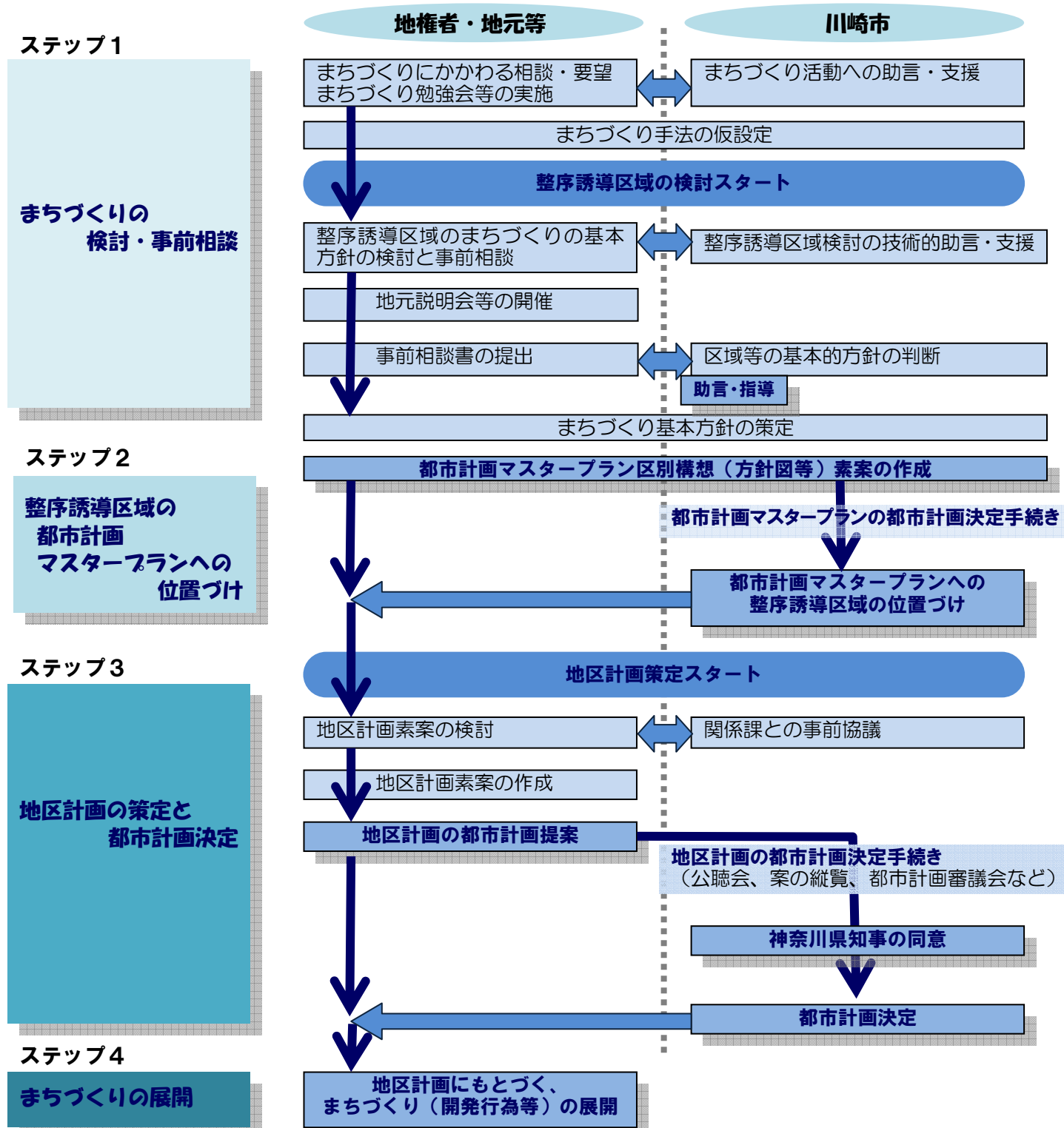


道路などの生活基盤は誰が整備するの？

- 道路等生活基盤整備については、宅地開発の主体が行うものとします。
- 生活基盤の整備にあたっては、計画的土地利用や防災上の観点から、市街化を促進しない範囲で、周辺都市基盤整備との整合を図り整備するものとします。
- あらかじめ具体的な整備手法、水準について、関係部局との調整を図るものとします。

どのような流れで地区計画を策定するの？

～整序誘導区域の設定と整序誘導型地区計画の策定、開発許可の流れ～



●お問い合わせ

川崎市 まちづくり局 計画部 都市計画課
TEL 044-200-2712 E-MAIL 50tosike@city.kawasaki.jp